



IFRS 第 1 号および IAS 第 27 号の改訂を提案する公開草案

国際会計基準審議会 (IASB) は、2008 年 1 月、国際財務報告基準第 1 号「国際財務報告基準書の初度適用」(IFRS 第 1 号) および国際会計基準第 27 号「連結及び個別財務諸表」(IAS 第 27 号) の改訂を提案する 2 回目の公開草案 (ED) を公表しました。この改訂案は、親会社の個別財務諸表に関する一部の規定を免除しています。PwC グローバル ACS センtral チームの Michelle Orozco が、この改訂案について解説します。

IFRS を適用する親会社が、個別財務諸表において現行の IAS 第 27 号を用いる場合、特に以下の 2 つの問題点があります。

- 経営者が子会社を (公正価値ではなく) 取得原価で計上する方針を適用する場合、当該取得原価は IFRS に準拠して決定される。従来適用していた GAAP に基づいて決定された取得原価は、IFRS と首尾一貫していない場合があり、この原価の基礎を再計算することは実務上困難な可能性がある。
- 親会社が受取った配当は、取得日前利益と取得日後利益とに配分される。前者は投資から控除され、後者は利益に計上される。したがって、親会社は、IAS 第 27 号に基づく投資原価の修正再表示額の計算にあたり、それまでに子会社の取得日前利益からの配当を受けているかどうかを評価しなければならないと考えられる。

IASB は、2007 年 1 月に公開草案を公表して、これらの問題に関する救済策を提示し、またこれに対して 13 のコメント・レターを受取りました。IASB は、当初の公開草案を修正することを決定し、さらに回答者のコメントを基に 2 つの変更を提案しました。IASB は追加される変更の重要性を考慮し、この提案を再公開草案化することとしました。

IFRS 第 1 号の改訂 (改訂案)

- 企業は、IAS 第 39 号に準拠して、公正価値あるいは従来適用していた GAAP による帳簿価額を、IFRS 移行時における子会社への投資に係るみなし原価として用いることができる。これに関して、IASB は以前、公正価値あるいは純資産価値を提案していた。この提案に対する回答者の中に、純資産価値の適用は困難であり、従来適用していた GAAP による金額と恣意性は変わらないとするものがあつた。IASB は当初の草案を修正して純資産の選択肢を除外し、以前の GAAP による帳簿価額を許容することとした。移行前に生じた企業結合に対しては、既に連結財務諸表に関する類似の除外規定が適用されていた。
- この除外規定は、移行日の個別財務諸表における関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資にまで適用範囲を拡大する。

IAS 第 27 号の改訂 (新案)

- IAS 第 27 号から配当を取得日前と取得日後とで分けることを要求する「原価法」の定義が削除された。
- 投資企業は、子会社、共同支配企業あるいは関連会社からの受取配当金を、個別財務諸表ですべて収益に認識しなければならない。
- 投資企業は、配当の受取りにおいて、関連する投資について IAS 第 36 号に従った減損テストが要求される。

原価法の変更により、個別財務諸表における子会社の会計処理に関するアプローチが全く異なるものになります。これにより簡素化が図られますが、利益の過大計上を防ぐために IAS 第 36 号の適切な適用が要求されます。

またこの公開草案は、新設企業がグループの頂点となり既存の親会社を所有する形のグループ内再編が行われる場合について検討しています。この公開草案は、新しい親会社は、その設立日において、以前の親会社の個別財務諸表における資本、資産および負債の帳簿価額を用いて、当該投資原価を測定することを提案しています。

この改訂案の適用範囲は限定的ですが、個別財務諸表、グループ再編および他の共通支配下の取引などのその他の問題に影響します。

この公開草案に関するコメント募集期限は 2008 年 2 月 26 日です。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.